

各関係機関の長 殿

国立保健医療科学院長  
(公印省略)

統括研究官の公募について（依頼）

標記について、下記のとおり研究職員を公募しますので、貴機関関係者に周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1. 職名

統括研究官（厚生労働技官・研究職） 1 名

2. 業務内容

公衆衛生看護研究分野に関する調査研究及び養成訓練業務の統括

3. 応募要件

- （1）公衆衛生看護に関する十分な専門的知識及び研究業績を有すること。
- （2）公衆衛生看護に関する十分な教育実績を有すること。
- （3）公衆衛生看護に関する組織運営・管理の実績を有すること。
- （4）保健師免許を有し、国又は地方公共団体における実務経験を有すること。
- （5）国、地方公共団体等の検討会、審議会や国際機関等における公的活動に参画した実績を有すること。
- （6）調査研究及び養成訓練の遂行に十分な英語の語学力を有すること。
- （7）日本語を母国語としない者にあつては、調査研究及び養成訓練の遂行に十分な日本語の語学力を有すること。
- （8）実務者の養成訓練に意欲を持ち、精通していること。
- （9）協調性を有する円満な人格で、研究を企画・統括する経験と能力を有すること。
- （10）組織横断的に関係する研究者をとりまとめることができる能力を有すること。
- （11）博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者であること。
- （12）大学卒業後 18 年以上の者であること。

4. 欠格事由

次のいずれかに該当する者は応募できません。

- （1）国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者  
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (3) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の2第2項に定める管理監督職勤務上限年齢の60歳に達する者

5. 採用予定日

令和9年4月1日（御相談に応じます）

6. 勤務地

国立保健医療科学院（埼玉県和光市南2-3-6）

7. 選考採用試験

- (1) 第1次審査（書類選考） 令和8年11月下旬～12月上旬（予定）
- (2) 第2次審査（面接試験） 令和8年12月上旬～中旬（予定）  
※一次面接、二次面接（プレゼンテーションを含む）を行います。  
※会場は、国立保健医療科学院（埼玉県和光市南2-3-6）で行います。
- (3) 選考結果  
第1次審査・第2次審査の選考結果については、審査後2週間以内に通知します。

8. 提出書類

- (1) 個人調書[様式第1号（その1）]  
（過去5年間における外部資金獲得実績は必須事項）
- (2) 教育研究業績書[様式第1号（その2）]  
（研究業績は全ての業績を記入すること。なお、当該分野における査読付論文数は10本以上を目安とする。）
- (3) 就任後の調査研究及び養成訓練に関する計画並びに抱負（A4版2,000字程度）
- (4) 主要論文別刷10本以内（コピー可、冊子は不可、A4両面印刷でクリップ止めにする）
- (5) 推薦状（推薦者の自署入り）
- (6) 応募者本人の教育、研究、人柄について問合せのできる方2名の氏名、所属、連絡先（住所、電話、E-mail）。うち1名は推薦者も可。
- (7) 学位記（写）  
※提出書類の各様式等は、本院ホームページ（<https://www.niph.go.jp/>）からダウンロードできます。  
※応募書類は、本公募の用途に限り使用し、頂いた個人情報は適正な理由なく第三者へ開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。なお、応募書類は返却いたしませんので、御了承ください。

9. 応募締切日

令和8年11月20日（金）必着

## 10. 書類提出先

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

国立保健医療科学院長 大坪 寛子 宛てとし、応募書類の封筒には「応募番号1 統括研究官（公衆衛生看護研究分野）応募」と朱書の上、親展とし、簡易書留にて郵送してください。

## 11. 問合せ先

国立保健医療科学院 総務部総務課人事係 高橋、多比羅

Tel : 048-458-6125（直通）

Mail : jinji@niph.go.jp

## 【参考】

### 1. 給与

（1）採用時の俸給月額（基本給）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等に基づき、採用後に従事する職務及び採用者の職務経歴等を考慮して決定します。

（2）手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等に基づき支給されます。

- ・地域手当（俸給等の13/100）
- ・住居手当（月額最高2.8万円）
- ・通勤手当（6箇月定期券等の価額（1箇月あたり最高1.5万円））
- ・期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）

＜モデル給与例＞

- ・研究職5級7号俸 年収約1200万円（月給約70万円）  
※博士の学位を有し、大学卒業後30年以上の職務経歴を有し、選考により採用された場合  
※年収には俸給、地域手当、俸給の特別調整額、期末・勤勉手当を含む。（その他個人の状況に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当等の支給有り）

### 2. 勤務時間・休暇

（1）勤務時間は原則1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日、年末12月29日～年始1月3日は休みです。

（2）フレックスタイム制を導入していますので、1月当たり155時間の勤務時間の範囲で、始業・終業時間を組み合わせることができます（一定の制限あり）。

（3）休暇は、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、15日付与され、20日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。